

加古川市国民健康保険出産育児一時金の医療機関等による受取代理に係る実施要領

平成 23 年 4 月 1 日 市民部長決定
令和 6 年 12 月 2 日 改正

1 趣旨

この要領は、加古川市国民健康保険条例（平成 7 年条例第 2 号）第 7 条の規定により支給する出産育児一時金について、被保険者が病院、診療所及び助産所（以下、「対象医療機関等」という。）を受取代理人として事前に申請することにより、対象医療機関等が世帯主に代わって請求する出産費用の額（当該請求額が出産育児一時金として支給される額を上回るときは当該支給される額）を限度として、世帯主に代わって出産育児一時金を受け取る受取代理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 申請対象者

受取代理の申請対象者は、平成 23 年 4 月 1 日以降の出産に係る出産育児一時金の受給権を有する国民健康保険の被保険者かつ、出産予定日前 2 ヶ月以内の者の属する世帯の世帯主とする。（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 16 条第 1 項の規定により交付された母子健康手帳その他出産予定日を証明する書類により出産予定日前 2 ヶ月以内の申請であることを確認する。）

3 対象医療機関等

対象医療機関等は、受取代理制度を導入する医療機関等として、厚生労働省が定めるところにより同省に届出を行った医療機関等とする。

4 申請手続き

受取代理の適用を受けようとする世帯主は、出産育児一時金支給申請書（受取代理用）（以下、「申請書」という。）に母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 16 条第 1 項の規定により交付された母子健康手帳又は出産予定日を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

5 出産育児一時金の支払等

- （1）市長は、世帯主から申請書の提出があった場合は、分娩を行う医療機関等が、対象医療機関等かどうかを、厚生労働省が作成する「受取代理制度届出医療機関等」により確認する。

(2) 市長は、分娩を行う医療機関等が、対象医療機関等であることが確認できた場合は、受取代理申請受付通知書（以下、「通知書」という。）により受取代理人である対象医療機関等に対して申請書を受け付けたことを連絡する。

(3) 市長は、出産後に受取代理人である対象医療機関等から送付される出産費用請求報告書（以下、「報告書」という。）、出産費用の請求書の写し及び出産の事実を証明する書類の写しにより、加古川市国民健康保険条例施行規則（平成7年規則第18号）第14条に規定する出産育児一時金等の支給要件に該当するかを確認する。

(4) 加古川市国民健康保険条例施行規則（平成7年規則第18号）第14条に規定する支給要件に該当する場合は、対象医療機関等から送付された出産費用の請求書の写しに記載された請求額及び「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無に応じて、出産育児一時金を次のとおり支払う。なお、出産費用の請求書の写しに対し、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理下における在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。以下、「加算対象出産」という。）であることを証する「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記されていた場合は、出産育児一時金等を1万2千円加算し、合計50万円とする。

ア 請求額が50万円（加算対象出産でない場合は48万8千円）以上の場合は、出産育児一時金の全額を医療機関等により指定された口座に支払う。

イ 請求額が50万円（加算対象出産でない場合は48万8千円）未満の場合は、当該請求額を医療機関等により指定された口座に支払い、当該請求額と50万円（加算対象出産でない場合は48万8千円）の差額については、世帯主に対して支払う。

6 申請の取下げ等

(1) 市長は、申請書の受付後に妊産婦が資格喪失等により出産育児一時金等の支給対象者でなくなった場合に、申請書の備考欄に資格喪失等のため申請書を返戻する旨を追記し、保険者名を記載の上、速やかに申請書を世帯主に返戻するとともに、受取代理人である医療機関等に対して、その写しを送付

する。また、世帯主により申請が取り下げられた場合には、申請書の備考欄に申請取下げのため返戻する旨を追記し、保険者名を記載の上、速やかに世帯主に返戻するとともに、受取代理人であった対象医療機関等に対して、その写しを送付する。

(2) 世帯主は、妊産婦が予定していた対象医療機関等以外で出産することとなった場合など、受取代理申請を取り下げることになった場合においては、速やかに、出産育児一時金受取代理申請取下書（以下、「取下書」という。）を提出しなければならない。

(3) 世帯主は、妊産婦が救急搬送などにより、予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合であって、新たな対象医療機関等において受取代理制度を利用する場合など、受取代理人の変更に伴う申請の取下げ及び再申請の時間的余裕がない場合は、受取代理人変更届（以下、「変更届」という。）に必要事項（変更前及び変更後の受取代理人である医療機関等による名称及びその他必要事項の記載を含む。）を記載の上、新たに受取代理人となる対象医療機関等を通じて、出産育児一時金等の支給を求める保険者に提出しなければならない。

7 補足

この要領に定めるもののほか、出産育児一時金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月21日から施行し、改正後の加古川市国民健康保険出産育児一時金の医療機関等による受領代理に係る実施要領の規定は、令和4年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月2日 加保第2712号）

この要領は、令和6年12月2日から施行する。